

改正案	現行
<p>（都道府県又は指定都市が処理する事務）</p> <p>第七条 法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務で次に掲げるものは、商工會議所の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次項及び第三項において同じ。）が行うこととする。ただし、第六号及び第七号に掲げる事務は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第四十六条第五項に規定する事務</p> <p>五～七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第七条 法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務で次に掲げるものは、商工會議所の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号及び第七号に掲げる事務は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第四十六条第二項及び同条第四項において準用する法第二十八条に規定する事務（法第二十五条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号から第十五号まで及び第十八号の事項に係るものを除く。）</p> <p>五～七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>